

甲州市制施行20周年記念誌
「市勢要覧」（概要版含む）作成業務委託

仕 様 書

令和7年5月

甲 州 市

1 業務名

甲州市制施行20周年記念誌「市勢要覧」（概要版含む）作成業務委託

2 目的

甲州市は、平成17年11月1日に誕生以来、それぞれの地域において培ってきた伝統を礎とし、個性と魅力に溢れたまちづくりに向けて歩んできた。本年は市制施行20周年を迎えることから、記念誌「市勢要覧」を発行する。これに伴い、第2次甲州市総合計画に基づく市の施策や本市が有する自然、歴史、文化等の情報、市勢及び現況をビジュアル的に分かりやすく紹介し、市内外に本市の魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深めてもらうことを目的として本業務を行うものである。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年10月22日（水）までとする。

4 委託限度額

本業務の委託限度額は、5,118,332円（消費税及び地方消費税を含む。）までとする。

5 業務の内容

本市は、大菩薩や日川渓谷など雄大な自然、国宝3点を含む歴史的文化資産、モモやブドウなど年間を通じた高品質の果実、世界中から注目度の高い甲州種ワインなど、長い年月を経て育まれた豊富な財産がある。これらの特性を最大限に生かし、“2 目的”の趣旨を考慮した上で、次に示した内容を業務委託する。

(1) 表紙及び本文全般にわたる企画・デザインの作成

ア 全体ページの構成案、デザイン、レイアウト、原稿作成（一部英語表記）、資料収集、取材、写真撮影、編集、校正、納品等、甲州市勢要覧作成に必要な作業を実施すること。

イ デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮すること。

ウ 写真やデザイン、レイアウトを効果的に行い、読者が見やすい構成にすること。

エ 写真については、原則として受注者において用意すること。ただし、風景や文化財等の写真については、発注者が所有する写真を提供することもできる。

オ 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

(2) 印刷・製本

□本編

ア サイズ A4版

イ 部数 2,000部

ウ ページ 表紙を含め40ページ程度（巻末5ページ程度を使用して資料編とする）

エ 印刷 オフセット印刷
オ 印色 4/4C フルカラー
カ 製本 無線綴じ
キ 紙質 マットコート 表紙4/6判<135kg>、本文4/6判<90kg>
ク 納品方法 100冊ごとに梱包し、納入場所に搬入
ケ 納入期限 令和7年10月22日(水)

□概要版

ア サイズ A4版
イ 部数 14,000部
ウ ページ A4仕上がり8ページ相当
エ 印刷 オフセット印刷
オ 印色 4/4C フルカラー
カ 製本 中綴じ又は観音折り
キ 紙質 マットコート 4/6判<90kg>
ク 納品方法 100部ごとに梱包し、納入場所に搬入
ケ 納入期限 令和7年10月22日(水)

(3) 電子データの作成

受注者は、低解像度PDFファイル(ホームページ掲載用)を納品すること。なお、ディスプレイへの表示の用に供し、十分判別・可読可能なものとする。

6 掲載する内容

- (1) 市長メッセージ(本市の将来像である「豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交
流のまち甲州市」をテーマに、市長が掲げる6つの公約に基づく内容とすること)
- (2) 市政全般(参考資料:第2次甲州市総合計画)
 - ア 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり
 - イ 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり
 - ウ 快適で安心して暮らせるまちづくり
 - エ 自然と共生する環境保全のまちづくり
 - オ 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり
 - カ ともにつくる参画と協働のまちづくり
- (3) 地域資源(自然、歴史、文化、観光、特産品等)
- (4) 甲州市のこれまでの歩み
- (5) 資料編

7 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部

を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

8 納品する成果品

- (1) 5 業務の内容 (2) 印刷・製本 に定める市勢要覧 (本編) 2,000部
- (2) 5 業務の内容 (2) 印刷・製本 に定める市勢要覧 (概要版) 14,000部
- (3) 5 業務の内容 (3) 電子データの作成 に定める電子媒体 (DVD-ROM) 一式

9 部分払

受注者は発注者に対して、5 業務の内容 (2) 印刷・製本に定める市勢要覧 (概要版) 納品時に契約金額の2分の1相当額を請求することができる。

10 納入場所

甲州市役所 政策秘書課

〒404-8501 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

電話：0553-32-2111

11 その他

- (1) 作成過程においては、発注者及び受注者は相互に協議し、進捗状況を共有するものとする。
- (2) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たしたものとすること。なお、品質が十分に確保されていない場合、発注者は改善要求の指示を行うことができる。
- (3) 完成した甲州市勢要覧 (概要版含む) の原版及びデータの所有権並びに印刷物の著作権等、一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (4) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (5) 本業務により収集した個人情報の取り扱いについては、甲州市個人情報保護条例 (平成17年 条例第8号) を遵守し、業務上知り得た個人情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。業務終了後もまた同様とする。
- (6) 成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合は、受注者は速やかに必要な措置を講じるものとし、これに対する費用は受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、業務の実施上疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては、発注者と協議の上、誠意をもって処理すること。